

第 3 回福岡交通圏タクシー準特定地域協議会について（開催結果）

今般、第 3 回福岡交通圏タクシー準特定地域協議会（書面協議）を開催しましたので、その結果を公表します。

記

1. 書面協議表決日

令和 5 年 3 月 20 日（月）

2. 協議事項

- （1）公定幅運賃の範囲変更要請の取扱いについて
- （2）現行 60 円としている加算運賃額の変更について
- （3）現行 3 回としている初乗距離の短縮の変更について

3. 協議結果

タクシー事業者等を除く 27 名の構成員のうち、26 名より回答がありました。回答のあった 26 名の構成員については、全員から同意を得ました。なお、同意するタクシー事業者の配置車両数は過半数を超えました。これにより、協議事項は承認されました。

4. 協議結果を報告

協議結果は次のとおり、九州運輸局長あて報告しました。

- （1）公定幅運賃の変更については、合意を得ました。
- （2）加算運賃額の変更について、以下のとおり意見をとりまとめました。
 - ・加算運賃額は、80 円とすることが望ましい。
- （3）初乗短縮を短縮した運賃について、以下のとおり意見をとりまとめました。
 - ・初乗り距離の短縮は、引き続き行うべきである。
 - ・初乗距離の短縮は、2 回程度の短縮が望ましい。

福岡交通圏タクシー準特定地域協議会 事務局
（一般社団法人 福岡市タクシー協会内 担当：富原）
〒812-0014 福岡県福岡市博多区比恵町 11-1
福岡タクシー会館ビル 5F
TEL：092-434-5100 FAX：092-434-5123